

1 概要

(1) 選挙の期日

第43回衆議院議員総選挙は、平成15年10月10日に衆議院が解散されたことに伴い、10月28日に公示され、11月9日に施行された。

日本国憲法第7条により、衆議院を解散する。
御名 御璽
平成15年10月10日
内閣総理大臣 小泉純一郎

日本国憲法第7条及び第54条並びに公職選挙法第31条によって、平成15年11月9日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する。
御名 御璽
平成15年10月28日
内閣総理大臣 小泉純一郎

この選挙によって当選した衆議院議員の任期は、平成19年11月8日に満了することになる。なお、戦後の衆議院議員総選挙は、今回を含めて次のとおりである。

総選挙別	選挙期日	公示年月日	解散年月日	選挙すべき議員の数		法31条の適用関係	解散の日から公示の日までの日数	立候補者数
				全国計	兵庫県内			
第22回	昭21. 4.10(水)	昭21. 3. 9	昭20.12.18	466人	18人		82日	116人
第23回	昭22. 4.25(金)	昭22. 3.31	昭22. 3.31	466	18		0	60
第24回	昭24. 1.23(日)	昭23.12.27	昭23.12.23	466	18		4	48
第25回	昭27.10. 1(水)	昭27. 9. 5	昭27. 8.28	466	18	3項	8	47
第26回	昭28. 4.19(日)	昭28. 3.24	昭28. 3.14	466	18	3項	10	40
第27回	昭30. 2.27(日)	昭30. 2. 1	昭30. 1.24	467	18	3項	8	41
第28回	昭33. 5.22(木)	昭33. 5. 1	昭33. 4.25	467	18	3項	6	37
第29回	昭35.11.20(日)	昭35.10.30	昭35.10.24	467	18	3項	6	37
第30回	昭38.11.21(木)	昭38.10.31	昭38.10.23	467	18	3項	8	34
第31回	昭42. 1.29(日)	昭42. 1. 8	昭41.12.27	486	19	3項	12	37
第32回	昭44.12.27(土)	昭44.12. 7	昭44.12. 2	486	19	3項	5	40
第33回	昭47.12.10(日)	昭47.11.20	昭47.11.13	491	19	3項	7	36
第34回	昭51.12. 5(日)	昭51.11.15	任期満了	511	20	2項		38
第35回	昭54.10. 7(日)	昭54. 9.17	昭54. 9. 7	511	20	3項	10	36
第36回	昭55. 6.22(日)	昭55. 6. 2	昭55. 5.19	511	20	3項	14	33
第37回	昭58.12.18(日)	昭58.12. 3	昭58.11.28	511	20	3項	5	34
第38回	昭61. 7. 6(日)	昭61. 6.21	昭61. 6. 2	512	19	3項	19	32
第39回	平 2. 2.18(日)	平 2. 2. 3	平 2. 1.24	512	19	3項	10	35
第40回	平 5. 7.18(日)	平 5. 7. 4	平 5. 6.18	511	19	3項	16	37
第41回	平 8.10.20(日)	平 8.10. 8	平 8. 9.27	500		3項	11	
				(小)300 (比)200	12			54(1)
第42回	平12. 6.25(日)	平12. 6.13	平12. 6. 2	480		3項	11	
				(小)300 (比)180	12			52
第43回	平15.11. 9(日)	平15.10.28	平15.10.10	480		3項	18	
				(小)300 (比)180	12			40

(注) 補充立候補者数を()書きで別掲した。

今回の総選挙は、衆議院選挙制度が小選挙区比例代表並立制となって3度目、平成12年の国勢調査による小選挙区の区割り改定が行われて（本県は改定なし）初めて、投票時間の2時間延長と不在者投票の簡素化の投票環境の緩和が図られてから2度目、在外選挙・洋上投票制度が施行されてから2度目、という選挙であった。

今回の総選挙における選挙期日の決定までの動きとしては、参議院の任期満了が平成16年7月25日で、衆議院の任期満了日（平成16年6月24日）と近接しており、衆議院選挙が任期満了選挙となった場合、衆・参同日選挙となる可能性があること等から、比較的早い時期から総選挙の時期について多くの報道がなされ、6月の通常国会終盤には、11月9日投票といった報道が一部でなされていた。これは、11月1日に期限切れとなるテロ対策特別措置法の一部を改正する法律案が継続審議となる可能性が高まったこと、9月に任期が満了する自民党の総裁選挙が行われること、また、平成12年の公職選挙法の改正によるいわゆる統一補欠選挙が10月第4日曜日（26日）に実施される予定となっており、この衆議院議員補欠選挙（10月14日告示）が告示された後に衆議院が解散されると、補欠選挙が途中で中止されることとなり、混乱が予想されるため、その前に解散することが望ましいとの考え方があったことと等によるものであった。

こうした中で、9月20日の自民党総裁選挙での小泉総裁再選を受けて、9月26日に招集された第157回臨時国会で小泉首相が再任され、テロ対策特別措置法の改正法が成立し、10月10日13時5分に衆議院が解散され、11月9日に選挙が執行されることとなった。

選挙は、政見選択が最大の争点とされ、自由民主党、公明党、保守新党の与党三党は、小泉内閣が構造改革に取り組んできた二年半の実績を問い、「自公保連立」の継続を訴えた。一方、旧自由党と9月26日に合併した民主党は、政権交代を主張し、日本共産党、社会民主党は消費税率引き上げ反対、護憲などを争点に掲げた。こうした中、与野党が具体的な政策目標を示した政権公約（マニフェスト）を掲げたことが最大の特徴となり、年金制度、景気・雇用、地方分権、高速道路、憲法改正、北朝鮮問題、イラク問題等が争点となった。

(2) 候補者等

ア 小選挙区

公示日に、自由民主党、民主党、公明党、日本共産党、社会民主党、保守新党及び無所属の会の7つの候補者届出政党から38名の届出がなされるとともに、無所属の本人届出のあった2名を加えた合計40名の立候補があり、平成12年に行われた前回選挙に比べると12名の減となった。

なお、比例代表選挙との重複立候補は、23名であった。

イ 比例代表

近畿選挙区において、自由民主党、民主党、公明党、日本共産党、社会民主党の5政党が名簿の届出を行った。

(3) 当選人

政党別の当選人数は次のとおりである。

ア 小選挙区

区 分	今 回		前 回		前々回	
	候補者	当選人	候補者	当選人	候補者	当選人
自由民主党	9	5	7	3 (1)	11	3 (3)
民 主 党	10	3 (4)	7	3	5	0
公 明 党	2	2	2	2		
日本共産党	12	0	12	0 (1)	12	0 (1)
社会民主党	3	0 (1)	3	1 (2)	1	1
保守新党	1	1				
無所属の会	1	0				
自 由 党			2	0		
保 守 党			3	2		
政党自由連合			12	0	3	0
新社会党			1	0	4	0
新 進 党					10	7
さきがけ					2	0
民主改革連合					2	1
諸 派					2	0
無 所 属	2	1	3	1	2	0
計	40	12	52	12	54	12

(注)()は重複立候補者で比例代表選挙において当選した者の別掲である。

イ 比例代表

政党の名称	近畿選挙区		全 国	
	候補者	当選人	候補者	当選人
自由民主党	43 (36)	9	314 (255)	69
民 主 党	44 (44)	11	274 (264)	72
公 明 党	7	5	45	25
日本共産党	10 (10)	3	47 (31)	9
社会民主党	6 (5)	1	65 (62)	5
計	110 (95)	29	745 (612)	180

(注)重複立候補者数を()に内書した。
候補者数は選挙期日現在の名簿登載者数である。

(4) 選挙人名簿

ア 登録基準日等

選挙人名簿の登録日等は、全国的に統一して定めることが適当であるとの観点から、次のとおりとされた。

登録基準日 平成15年10月27日
ただし、年齢については平成15年11月9日現在

登 録 日 平成15年10月27日

縦 覧 期 間 平成15年10月28日から平成15年10月29日まで

イ 選挙人名簿登録者数

平成15年10月27日現在の選挙人名簿登録者数は、県内で4,473,191人で、前回の衆議院選挙の際の選挙時登録者数4,388,514人（12.6.12）に比べ、84,677人増加している。

なお、選挙当日の有権者数は4,461,223人であり、選挙時登録者数に比べ、11,968人の減少となっている。

区分	市計	町計	県計(A)	前回(B) (12.6.12)	増減数 (A)-(B)	当日有権者数
男	1,830,976	300,429	2,131,405	2,099,834	31,571	2,124,304
女	2,011,258	330,528	2,341,786	2,288,680	53,106	2,336,919
計	3,842,234	630,957	4,473,191	4,388,514	84,677	4,461,223

なお、最近の選挙人名簿登録者数の推移は次表のとおりである。

登録時	男	女	計	(参考)	
				市計	町計
平成 7. 6. 1 (県議選挙時)	2,022,557	2,197,814	4,220,371	3,574,604	645,767
7. 7. 5 (参院選挙時)	2,028,428	2,201,594	4,230,022	3,580,821	649,201
8.10. 7 (衆院選挙時)	2,031,167	2,206,381	4,237,548	3,583,001	654,547
8.10.30 (参院補選時)	2,034,444	2,209,442	4,243,886	3,588,627	655,259
9. 9. 2 (定 時)	2,048,650	2,225,900	4,274,550	3,616,143	658,407
10. 6. 2 (定 時)	2,061,528	2,241,624	4,303,152	3,642,095	661,057
10. 6.24 (参院選挙時)	2,068,609	2,248,703	4,317,312	3,654,749	662,563
10. 9. 2 (定 時)	2,070,750	2,251,443	4,322,193	3,659,678	662,515
10.10. 7 (知事選挙時)	2,074,797	2,256,033	4,330,830	3,667,684	663,146
11. 3. 2 (定 時)	2,078,609	2,261,630	4,340,239	3,676,789	663,450
11. 4. 1 (県議選挙時)	2,079,759	2,262,914	4,342,673	3,715,729	626,944
12. 6. 2 (定 時)	2,097,689	2,286,386	4,384,075	3,754,383	629,692
12. 6.12 (衆院選挙時)	2,099,834	2,288,680	4,388,514	3,758,231	630,283
13. 6. 2 (定 時)	2,108,142	2,303,587	4,411,729	3,780,984	630,745
13. 7.12 (参知選挙時)	2,123,008	2,317,666	4,440,674	3,807,203	633,471
14. 9. 2 (定 時)	2,120,449	2,324,553	4,445,002	3,814,297	630,705
15. 3. 2 (定 時)	2,124,023	2,331,052	4,455,075	3,824,157	630,918
15. 4. 3 (県議選挙時)	2,124,609	2,332,178	4,456,787	3,825,833	630,954
15. 9. 2 (定 時)	2,128,926	2,338,624	4,467,550	3,836,830	630,720
15.10.27 (衆院選挙時)	2,131,405	2,341,786	4,473,191	3,842,234	630,957

ウ 補正登録者数

今回の選挙時登録日以降、選挙期日までの間の補正登録者数は、県内を通じて1人(町1人)であった。

最近の選挙の際の状況は次のとおりである。

日付	選挙名	市計	町計	県計
平成 10. 7.12	参院選	7	5	12
平成 10.10.25	知事選	5	0	5
平成 11. 4.11	県議選	1	0	1
平成 12. 6.25	衆院選	2	2	4
平成 13. 7.29	参院選・知事選	0	1	1
平成 15. 4.13	県議選	1	0	1
平成 15.11. 9	衆院選	0	1	1

エ 在外選挙人名簿登録者数

平成 15 年 10 月 27 日現在の在外選挙人名簿登録者数は、県内で 2,355 人(市 2,110 人、町 245 人)であった。

区分	市計	町計	県計
男	1,097	116	1,213
女	1,013	129	1,142
計	2,110	245	2,355

(5) 投票

ア 投票の状況

投票時間及び不在者投票時間の延長や不在者投票の要件緩和等、投票環境向上のための公職選挙法の改正後に行われた前回選挙では投票率が上昇したことから、今回の選挙においても、引き続き投票率の低下傾向に歯止めがかかることが期待された。

しかしながら、最終投票率は、小選挙区選挙で59.11%、比例代表選挙で59.07%で、小選挙区選挙で1.44ポイント、比例代表選挙で1.43ポイントの減となった。

また、在外投票の投票率は13.65%と、初めて制度化された前回から14.55ポイントもの大幅な減となった。

(回数)期日	市			町			県計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
(22)昭和21. 4.10			64.48			71.67			69.15
(23)昭和22. 4.25	65.87	57.40	61.65	78.16	70.33	74.05	72.74	64.96	68.75
(24)昭和24. 1.23	68.86	55.78	62.16	84.45	76.30	80.00	77.05	67.14	71.89
(25)昭和27.10. 1	70.21	63.68	66.85	89.21	85.73	87.38	77.53	72.44	74.90
(26)昭和28. 4.19	63.81	55.59	59.58	86.52	82.78	84.55	72.44	66.17	69.18
(27)昭和30. 2.27	69.26	58.91	63.90	85.57	82.95	85.15	75.03	66.63	70.66
(28)昭和33. 5.22	69.64	64.98	67.23	87.60	84.90	86.18	74.24	70.25	72.17
(29)昭和35.11.20	66.12	60.65	63.30	87.69	86.00	86.80	71.09	66.73	68.83
(30)昭和38.11.21	62.59	60.02	61.28	85.45	84.69	85.04	67.28	65.47	66.35
(31)昭和42. 1.29	65.97	64.51	65.22	83.44	81.64	82.47	69.21	67.94	68.55
(32)昭和44.12.27	59.16	61.70	60.46	80.23	81.37	80.84	62.70	65.29	64.03
(33)昭和47.12.10	60.32	61.41	60.89	80.09	80.35	80.23	63.55	64.73	64.15
(34)昭和51.12. 5	66.08	67.59	66.85	83.55	84.80	84.21	68.93	70.51	69.76
(35)昭和54.10. 7	60.48	62.79	61.67	81.85	83.44	82.68	63.95	66.25	65.14
(36)昭和55. 6.22	67.91	70.29	69.14	83.60	85.10	84.39	70.45	72.77	71.65
(37)昭和58.12.18	61.97	63.48	62.75	79.45	80.68	80.09	64.78	66.32	65.58
(38)昭和61. 7. 6	64.92	67.88	66.46	82.29	84.56	83.48	67.68	70.59	69.20
(39)平成 2. 2.18	67.76	70.53	69.20	80.69	82.47	81.63	69.77	72.42	71.15
(40)平成 5. 7.18	62.94	64.38	63.69	75.94	77.74	76.89	64.92	66.45	65.72
(41)平成 8.10.20	55.45	56.70	56.10	67.22	69.18	68.25	57.25	58.64	57.97
	55.42	56.66	56.06	67.18	69.10	68.19	57.22	58.60	57.94
(42)平成12. 6.25	58.39	59.18	58.80	70.24	71.67	70.99	60.09	60.98	60.55
	58.34	59.13	58.75	70.18	71.59	70.92	60.03	60.93	60.50
(43)平成15.11. 9							(28.49)	(27.84)	(28.20)
	57.38	57.46	57.42	68.78	69.99	69.42	58.99	59.23	59.11
	57.33	57.42	57.38	68.74	69.95	69.37	58.94	59.19	59.07
							(12.47)	(14.91)	(13.65)

(注) 22回～40回は中選挙区の投票率、41回以降は上段に小選挙区、下段に比例代表の投票率を記載した。また、在外投票(比例代表)の投票率を()書した。

イ 不在者投票

今回の選挙における不在者投票者数は、308,643人であり、単純に前回選挙時に比べ67,904人(28.21%)増加している。

また、洋上投票については、小選挙区、比例代表とも15件であった。

選挙名		当日有権者数 (人)	不在者投票者数 (人)	不在者投票率 (%)	投票者総数に 占める率(%)
平6.10.30知事選	市	3,514,884	45,916	1.31	4.34
	町	637,800	21,386	3.35	5.81
	計	4,152,684	67,302	1.62	4.72
7. 6.11県議選	市	3,277,185	72,563	2.21	5.04
	町	274,573	7,060	2.57	4.52
	計	3,551,758	79,623	2.24	4.99
7. 7.23参院選 (選挙区)	市	3,556,381	65,501	1.84	5.13
	町	646,335	18,476	2.86	5.56
	計	4,202,716	83,977	2.00	5.22
8.10.20衆院選 (小選挙区)	市	3,575,383	102,509	2.87	5.11
	町	653,278	27,215	4.17	6.10
	計	4,228,661	129,724	3.07	5.29
10.7.12参院選 (選挙区)	市	3,641,689	160,570	4.41	7.92
	町	660,671	38,085	5.76	8.98
	計	4,302,360	198,655	4.62	8.11
10.10.25知事選	市	3,616,324	99,352	2.75	7.47
	町	657,229	42,863	6.52	11.44
	計	4,273,553	142,215	3.33	8.34
11. 4.11県議選	市	3,280,292	118,683	3.62	7.69
	町	287,043	14,352	5.00	8.19
	計	3,567,335	133,035	3.73	7.74
12. 6.25衆院選 (小選挙区)	市	3,748,726	193,363	5.16	8.77
	町	628,690	47,376	7.54	10.61
	計	4,377,416	240,739	5.50	9.08
13. 7.29参院選 (選挙区)	市	3,783,855	232,091	6.13	11.32
	町	629,023	52,630	8.37	13.01
	計	4,412,878	284,721	6.45	11.60
13. 7.29知事選	市	3,736,231	229,573	6.14	11.22
	町	623,845	52,419	8.40	12.96
	計	4,360,076	281,985	6.47	11.51
15. 4.13県議選	市	3,364,757	146,121	4.34	9.84
	町	227,648	12,076	5.30	10.35
	計	3,592,405	158,197	4.40	9.87
15.11. 9衆院選 (小選挙区)	市	3,831,934	246,904	6.44	11.22
	町	629,289	61,739	9.81	14.13
	計	4,461,223	308,643	6.92	11.70

(注)県議選は無投票となった選挙区を含めていない。

ウ 投票所

今回の選挙における投票所数は、2,112カ所で、前回衆院選に比べ5カ所の増加となった。なお、最近における投票所数は次のとおりである。

選挙名	区分	投票所数		
		市	町	計
平成 6.10.30 知事選		1,226	811	2,037
7. 6.11 県議選		1,092	347	1,439
7. 7.23 参院選		1,234	815	2,049
8.10.20 衆院選		1,241	814	2,055
10. 7.12 参院選		1,282	813	2,095
10.10.25 知事選		1,284	815	2,099
11. 4.11 県議選		1,118	290	1,408
12. 6.25 衆院選		1,343	764	2,107
13. 7.29 参院選・知事選		1,347	763	2,110
15. 4.13 県議選		1,161	223	1,384
15.11. 9 衆院選		1,349	763	2,112

(注)県議選については、無投票となった選挙区は含めていない。

今回使用した投票所の施設内訳は次のとおりである。

市町別	投票所数	左記の内訳				借上料を要した投票所数
		市区役所 町役場	学 校 幼稚園	公会堂 公民館	その他	
市	1,349	21	486	111	731	550
町	763	28	110	300	325	370
計	2,112	49	596	411	1,056	920

エ 投票用紙

投票用紙交付の際及び選挙人が記載する際用の用紙間違いによる無効投票を防ぐため、紙色・刷色を次のとおりとし、また、開票事務の促進を図るため、引き続き合成紙（BPコート110）による投票用紙を用いた。

なお、視覚障害者が自分自身で選挙の種類を識別できるようにするため、今回より点字投票用紙の右上に点字で小選挙区選挙には「しゅーしょー」、比例代表選挙には「しゅーひ」、最高裁判所裁判官国民審査には「こくしん」と、点字印刷を行った。

区 分		紙 質	紙 色	刷 色	枚 数	
衆議院総選挙	小選挙区 選 挙	一 般 投 票	BPコート110	桃 色	黒 色	4,520,000枚
		点 字 投 票	上質紙110kg	桃 色	黒 色	12,500枚
		船員不在者投票	上質紙70kg	桃 色	黒 色	8,000枚
	比例代表 選 挙	一 般 投 票	BPコート110	白 色	赤 色	4,520,000枚
		点 字 投 票	上質紙110kg	白 色	赤 色	12,500枚
		船員不在者投票	上質紙70kg	白 色	赤 色	8,000枚
最高裁判所裁判官 国 民 審 査	一 般 投 票	BPコート110	オリーブ	黒 色	4,520,000枚	
	点 字 投 票	上質紙110kg	オリーブ	黒 色	12,500枚	

(6) 開 票

ア 開票状況

県内全101開票所で即日開票が行われた。

各開票所では、20時45分から21時30分の間に開票が開始され、小選挙区選挙では21時30分ごろから郡部の開票区で確定しはじめ、1時30分の尼崎市第1開票区を最後に全選挙区が確定した。

また、比例代表については、1時30分の尼崎市第1開票区を最後に、国民審査は2時45分の尼崎市第2開票区を最後に全開票区が確定した。

なお、今回の国民審査の開票においても、県内多数の開票所で自動読取機による開票が行われた。

イ 開票速報

開票速報については、従来と同様、報道の一元化を図り、正確かつ迅速に情報を提供するため、各市区町選挙管理委員会及び県民局の協力のもと、県に速報本部を設置し実施した。県速報本部では、小選挙区選挙については、22時10分を第1報に、以降全選挙区確定まで30分毎に発表した。

比例代表選挙については、開票区単位の確定報の集計を22時00分を第1報に、以降全開票区確定まで1時間毎に発表した。

国民審査については全開票区確定時に発表した。

なお、従来の帳票による発表のほか、電子メールによっても報道機関へ発表を行った。また、一般有権者向けにホームページでも、同時に発表を行った。

ウ 開票結果

11月11日9時30分から国民審査の審査分会を開催した。引き続き10時から比例代表選挙の選挙分会を、又、11時から小選挙区選挙の選挙会を順次開催し、それぞれ選挙会終了後引き続き当選人に当選証書を付与した。

なお、小選挙区選挙及び比例代表選挙の党派別得票数、得票率は次のとおりである。

(ア) 小選挙区

党 派	自由民主党	民 主 党	公 明 党	日本共産党	社会民主党
得 票 数	813,121	856,505	177,785	228,029	146,332
得 票 率	31.75	33.44	6.94	8.90	5.71
党 派	保守新党	無所属の会	無 所 属	合 計	
得 票 数	127,330	103,848	108,054	2,561,004	
得 票 率	4.97	4.05	4.22	100.00	

(注) 得票率については、各党派毎に端数処理をしているため、合計が100と
ならない場合がある。(以下同じ)

(イ) 比例代表

党派	自由民主党	民 主 党	公 明 党	日本共産党	社会民主党	合 計
得票数	788,770	976,776	420,080	220,336	145,277	2,551,239
得票率	30.92	38.29	16.47	8.64	5.69	100.00

エ 無効投票

今回の選挙の無効投票率は前回衆院選時に比べて、小選挙区で0.77ポイント下回り、比例代表で1.75ポイント下回った。また、無効投票のうち白紙投票の割合が、小選挙区で48.8%、比例代表で47.4%と最も大きな割合を占めている。

(ア) 小選挙区

投票総数	無効投票	無効投票率	無効投票の内訳			
			白 紙	単に雑事を記載した もの	単に記号、 符号を記載 したもの	そ の 他
2,636,997	75,993	2.88%	37,112	22,547	8,503	7,831

(イ) 比例代表

投票総数	無効投票	無効投票率	無効投票の内訳			
			白 紙	単に雑事を記載した もの	単に記号、 符号を記載 したもの	そ の 他
2,636,373	85,134	3.23%	40,362	23,974	6,934	13,864

(参 考)

区 分		投票総数	無効投票	無効投票率
平12. 6.25	小選挙区	2,650,580	96,813	3.65%
	比例代表	2,649,100	132,035	4.98%
平 8.10.20	小選挙区	2,451,437	64,334	2.62%
	比例代表	2,449,725	109,217	4.46%

オ 投票記載所及び投票所内における政党名等の掲示

比例代表選挙において、市区町選管が作成する投票日当日の「名簿届出政党等の名称及び略称の掲示」(以下「名簿届出政党名等の掲示」)及び「名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示」(以下「名簿登載者名等の掲示」)について、印刷経費の軽減、規格の統一及び中央選挙委員会との確認事務の軽減等の観点から、従前と同様、県選管で原稿を作成し、共同印刷のあっせんを行った。

また、小選挙区選挙に係る「投票記載所の候補者の氏名及び当該候補者にかかる候補者届出政党の名称の掲示」(以下「氏名等の掲示」)は従前どおり各市区町選管で作成した。

なお、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、不在者投票記載場所における名簿届出政党名等の掲示及び氏名等の掲示が、各市区町選管においてなされた。

(7) 選挙公営

ア 選挙公報

大きさは、小選挙区、比例代表、国民審査とも新聞紙大とした。

頁数は、小選挙区については掲載申請者がいずれも8人以下であったので2頁建とし、比例代表は掲載申請政党が5政党で4頁建、国民審査は裁判官数が9人で4頁建とした。

印刷部数は、小選挙区、比例代表、国民審査とも2,396,800部とした。これは平成15年10月31日現在の住民基本台帳に基づく世帯数の約109.8%に相当する。

小選挙区については10月29日から10月31日までの3日間で印刷した。比例代表は10月31日に総務省において原稿を受領し、11月1日から11月2日までの2日間で印刷し、比例代表と国民審査を同時印刷し、ニッ折りでセットすることにより市区町での作業軽減を図った。いずれも刷り上がりの都度、市区町へ送付した。

また、選挙公報の新聞折込みは、15市2町が実施した。

小選挙区	候補者数	掲載申請者数	頁数	部数
1区	4人	4人	2頁	235,600部
2区	3	3	2	219,100
3区	3	3	2	192,600
4区	3	3	2	212,600
5区	3	3	2	168,000
6区	4	4	2	235,900
7区	3	3	2	230,600
8区	4	4	2	205,600
9区	4	4	2	185,700
10区	3	3	2	163,500
11区	3	3	2	197,600
12区	3	3	2	150,000
計	40	40	-	2,396,800

比例代表	届出政党数	掲載申請政党数	頁数	部数
	5政党	5政党	4頁	2,396,800部

国民審査	審査対象者数	掲載申請者数	頁数	部数
	9人	9人	4頁	2,396,800部

イ ポスター掲示場

今回の選挙では、14,832 箇所のポスター掲示場が設置され、前回衆院選に比べて 26 箇所の増加となった。なお、この設置数は、法定数（15,031 箇所）を 199 箇所（1.32%）下回っている。

また、区画数については、立候補の予想される者の数を基礎として若干の余裕を勘案し次のとおり決定した。

選挙区名	1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区	8区	9区	10区	11区	12区
区画数	7	9	9	7	7	7	9	9	7	7	7	7

最近における設置数の状況は次表のとおりである。

区分		選挙名	H11 県議選	H12 衆院選	H13 衆院選	H15 県議選	H15 衆院選
市	法定数		9,512	9,555	9,576	9,589	9,593
	減少数		20	21	21	20	21
	設置数		9,492	9,534	9,555	9,569	9,572
	減少率(%)		0.21	0.22	0.22	0.21	0.22
町	法定数		5,432	5,449	5,439	5,437	5,438
	減少数		173	177	177	178	178
	設置数		5,259	5,272	5,262	5,259	5,260
	減少率(%)		3.18	3.25	3.25	3.27	3.27
計	法定数		14,944	15,004	15,015	15,026	15,031
	減少数		193	198	198	198	199
	設置数		14,751	14,806	14,817	14,828	14,832
	減少率(%)		1.29	1.32	1.32	1.32	1.32

ウ 政見放送及び経歴放送

政見放送は、NHKのテレビ・ラジオ、(株)サンテレビジョン及び(株)ラジオ関西により、候補者届出政党の届出候補者数に応じ次のとおり実施された。

放送局名	政党名	社会民主党 (3人)	日本共産党 (12人)	自由民主党 (9人)	民主党 (10人)	無所属の会 (1人)	保守新党 (1人)	公明党 (2人)	計
NHKテレビ		2	8	6	6	1	1	1	25回
NHKラジオ		1	4	3	3	1	1	1	14回
(株)サンテレビジョン		2	8	6	6	1	1	1	25回
(株)ラジオ関西		1	4	3	3	1	1	1	14回

今回の政見放送においても、全候補者届出政党が自ら録音又は録画した政見を放送局に持ち込みを行った。

また、候補者の経歴放送は、NHKのテレビにより1回、ラジオにより10回の計12回実施された。

エ ビラ、ポスター、通常葉書、立札及び看板の類並びに選挙運動用自動車

区 分		契約届出 をした 候補者数	作成（枚）数 延べ使用日数	契約金額の 総 額	基準限度額の 総 額	請 求 額 の 総 額	
ビラの作成		32	2,295,000	15,213,175	14,806,400	14,451,350	
ポスターの作成		32	65,924	31,120,010	33,488,004	30,184,680	
通常葉書の作成		32	1,302,000	9,716,410	8,400,000	8,051,050	
立札及び 看板の類 の作成	選挙事務所用	30	102	5,755,249	5,178,636	4,875,343	
	選挙運動自動車等用	31	121	5,773,195	6,116,308	5,325,838	
	個人演説会用	29	124	4,688,868	5,020,730	4,502,122	
自動車の 使 用	一般運送契約	0					
	その他 の契約	自動車の借入	30	360	5,351,196	5,508,000	5,336,800
		燃料供給	27		1,154,429	2,381,400	1,154,429
		運転手の雇用	30	360	4,320,000	4,500,000	4,320,000

(注)公費負担額は、契約金額又は基準限度額のいずれか少ない方の額の総計である。

(8) 政党の選挙運動

政党本位、政策本位の選挙制度を目指す小選挙区比例代表並立制により、候補者個人が行う選挙運動とは別に、候補者届出政党もその届出候補者数に応じて選挙運動を行うことができることとされている。

今回の選挙における候補者届出政党の主な選挙運動手段は次のとおりである。

区 分	候補者届出政党名 (候補者数)	社 会 民主 党	日 本 共 産 党	自 由 民主 党	民主 党	無所属 の 会	保守新党	公明党
	(候補者数)	(3人)	(12人)	(9人)	(10人)	(1人)	(1人)	(2人)
選挙事務所		3	14	11	12	1	1	2
自動車(船舶)		1	1	1	1	1	1	1
拡声機		1	1	1	1	1	1	1
通常葉書		6万枚	24万枚	18万枚	20万枚	2万枚	2万枚	4万枚
ビラ証紙交付数		-	48万枚	36万枚	40万枚	-	4万枚	8万枚
ポスター証紙交付数		3千枚	1万2千枚	9千枚	1万枚	1千枚	1千枚	2千枚
新聞広告の寸法・回数		38.5cm× 4段以内 8回以内	38.5cm× 12段以内 24回以内	38.5cm× 8段以内 16回以内	38.5cm× 8段以内 16回以内	38.5cm× 4段以内 8回以内	38.5cm× 4段以内 8回以内	38.5cm× 4段以内 8回以内
政見放送 の回数	テレビ放送	4回	16回	12回	12回	2回	2回	2回
	ラジオ放送	2回	8回	6回	6回	2回	2回	2回
政党演説会の立札看板等の表示		6枚	24枚	18枚	20枚	2枚	2枚	4枚

(注)社会民主党及び無所属の会からは、ビラ証紙の交付申請がなかった。

また、今回の選挙より、国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方針等を記載したもの又はこれらの要旨等を記載したものとして総務大臣に届け出たそれぞれ1種類のパンフレット又は書籍(いわゆるマニフェスト)を、選挙運動のために頒布(散布を除く。)することができることとなった。

(9) 取締状況

前回（平成12年6月）衆院選に比べ、警告件数は23件減少しているものの、検挙件数は4件増加している。文書図画については、従来のからの政治活動用ポスターの規制（6か月規制）に加え、平成11年から選挙運動の期間前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために掲示したポスターに氏名等を記載された者が候補者になったときは、当該ポスターの撤去義務が課されたことについて、関係者に周知徹底が図られたこともあり、又、解散時期が不確定であったこともあり、警告件数は20件も減少した。

ア 警告

文書図画		事務所の表示		自動車の使用		氣勢を張る行為		合計	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
8	8	1	1	1	1	1	1	11	11

イ 検挙

買収			法定外文書			戸別訪問			自由妨害			合計		
件数	人員	逮捕	件数	人員	逮捕	件数	人員	逮捕	件数	人員	逮捕	件数	人員	逮捕
9	14	1	3	5	0	1	3	3	3	3	3	16	25	7

(10) 明るい選挙の推進

明るい選挙の実現を期するとともに、有権者の投票総参加を強力に呼びかけ、国民の総意が正しく国政に反映するよう啓発活動を実施した。

とりわけ、投票日の周知徹底と棄権防止、小選挙区比例代表並立制の内容と投票方法の周知徹底、投票総参加呼びかけ運動の推進など投票所へ足を運ばせる啓発事業の展開に努めた。

ア 印刷物による啓発

(ア)ポスターの作成・掲示

- ・ポスター掲示場用
- ・庁舎等各種公共施設用[公共施設、事業所、自治会掲示板等に貼付]
- ・交通機関駅貼用
- ・交通機関車内吊用
- ・県内大学掲示用

(イ)チラシの配布

- ・総務省作成ちらし

(ウ)県・市町広報紙等による啓発記事掲載

- ・県の各種広報紙、関係団体の機関誌等に掲載
- ・市町の各種広報紙等に掲載

(エ)選挙公報の余白の利用

イ 資材による啓発[環境に配慮した啓発資材の作成]

(ア)ティッシュペーパーの作成・配布

(イ)エコロジーマルチクロスの作成・配布

(ウ)新聞整理ひもの作成・配布

ウ マス・メディア等による啓発

(ア)新聞広告の掲載

- ・日刊紙：神戸
- ・非日刊紙：サンケイリビング

- (イ)テレビ・ラジオのスポット放送
 - ・テレビ：サンテレビ
 - ・ラジオ：ラジオ関西、KissFM
- (ウ)CATV・コミュニティFMによる啓発
- (エ)有線放送等を利用した啓発[有線放送、店内放送、庁内放送等]
- (オ)団体、企業、官公署等に対する啓発協力依頼
- (カ)インターネットによる啓発
- エ 掲示・掲揚物による啓発
 - (ア)懸垂幕・横断幕の作成・掲示
 - (イ)のぼりの作成・掲示
 - (ウ)自動車への表示
 - ・ボディパネルの作成・掲示
 - (エ)電光掲示板による啓発
 - (オ)交通機関駅改札機の広告
 - (カ)明るい選挙シンボル旗掲揚
- オ 自動車による啓発 [広報車による巡回も含む。]
- カ 街頭における啓発
 - ・街頭啓発イベントの実施
- キ その他
 - (ア)投票総参加呼びかけ運動
 - (イ)親しまれる投票所づくり運動の推進

(11) 身体障害者に対する便宜供与

身体の不自由な方々が、候補者の政見、政党の政策等を正しく理解でき、また不自由なく投票ができるように、次の措置を講じた。

ア 点字による選挙のお知らせの購入・配布

社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会から「点字ジャーナル」号外として「衆議院小選挙区選出議員選挙（兵庫県）のお知らせ」（候補者の氏名、略歴等）、「衆議院比例代表選出議員選挙のお知らせ」（名簿届出政党等の政見、政策等）、「最高裁判所裁判官国民審査のお知らせ」（氏名、年齢、略歴、最高裁で関与した主要な裁判等）を各々1,620部購入し、配布を行った。

(ア) 対象者の把握

県広報課発行「点字広報ひょうご」及び点字広報を発行している神戸市外7市の送付者名簿等により把握。

(イ) 発送及び配布

県選管から直接該当者及び関係団体に郵送するとともに、県・市福祉事務所、県民局及び各市区町選管にも配布し、希望者への配布を依頼した。

イ 投票所における便宜供与

視覚障害者に対する便宜供与の一環として、小選挙区選挙については候補者氏名、候補者届出政党名の一覧表を、比例代表選挙については名簿届出政党の名称及び略称の一覧表を、最高裁判所裁判官国民審査については、審査に付される裁判官の氏名及び任命年月日の一覧表をそれぞれ点字で作成し、各市区町選管に配布した。

ウ 高齢者・障害者にやさしい投票所づくり

従来から推進している親しまれる投票所づくりの一環として、投票所の選定にあたっては、高齢者や障害者の利便を考慮し、できるだけ1階に設置するとともに、スロープ・手すりの設置、車椅子等介添え体制の充実を図るよう努めた。

エ 投票用紙への点字による選挙種別の表示

視覚障害者が、自分自身で選挙の種類を認識できるようにするため、各点字投票用紙（最高裁判所裁判官国民審査を含む）にあらかじめ選挙名を点字印刷した。

(12) 声明等

ア 公示日当日の委員長談話要旨

11月9日を投票日とする第43回衆議院議員総選挙が本日公示されました。

申すまでもなく、選挙は民主主義の基盤をなすものであり、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会であります。とりわけ今回の選挙は、21世紀に入ってからのはじめての総選挙であり、現在の厳しい社会経済情勢の中において、今後の国政の舵取りの方向を占う非常に重要な意義を持つものであります。

有権者の皆様におかれましては、良識ある判断のもとに、候補者や政党の主義・主張や政策をよく理解して投票していただきますように、また、候補者及び政党におかれては、正々堂々と主義・主張や政策を訴えられ、法に則った明るくきれいな選挙運動を展開されますよう、強く望みます。

なお、投票日の当日、仕事や行事などの予定があり、投票所へ行けない方は、本日より、各市区町選挙管理委員会において不在者投票を行うことができますので、この制度を活用していただき、有権者の皆様方がこぞって貴重な1票を行使されますようお願いいたします。

また、小選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2種類の投票がありますので、投票用紙を間違えて貴重な1票を無駄にすることのないよう、十分気をつけていただきますようお願いいたします。

第43回衆議院議員総選挙の公示にあたり、すべての有権者の投票総参加と明るい選挙の実現を強く願いたします。

平成15年10月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 中村敏明

イ 投票日当日の委員長談話要旨

今日は、衆議院議員総選挙の投票日です。

今回の選挙は、21世紀に入ってからのはじめての総選挙であり、今後の国政の舵取りの方向を占う非常に重要な選挙です。

有権者の皆様におかれましては、皆様の貴重な1票1票がこれからの日本を築いていくのだということをご認識いただき、候補者や政党の主義・主張や政策をよく判断して投票されますようお願いいたします。

また、本日は日曜日ですので、レジャーをはじめとしていろいろご予定のある方も多いかと存じますが、お出かけの前に、又、行楽などからのお帰りの際にぜひ投票所に寄っていただき、投票を済ませていただきますようお願いいたします。

なお、一部の地域を除いて投票は午後8時までとなっております。

加えて、投票に際しましては、小選挙区選出議員選挙では候補者名を、比例代表選出議員選挙では政党名又はその略称を記載することになっておりますので、十分にご注意いただき、投票用紙を間違えて貴重な1票を無駄にすることのないよう特にお願いたします。

第43回衆議院議員総選挙の投票日にあたり、すべての有権者の投票総参加を願いたします。

平成15年11月9日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 中村敏明